

薬生発1016第5号
平成30年10月16日

各
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
殿



厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令の施行について

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第118号。以下「改正省令」という。）については、平成30年9月28日に公布され、平成30年10月31日から施行することとされたところです（当該改正省令は別添の通りです。）。

その改正の趣旨等は下記のとおりですので、御了知の上、貴管下関係者へ周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

1 薬剤師免許申請等の際の添付書類について

薬剤師法（昭和35年法律第146号）第7条第1項の規定による薬剤師免許の申請等の際の添付書類については、薬剤師法施行令（昭和35年政令第13号）第3条等の規定により省令に委任されており、薬剤師法施行規則（昭和35年厚生省令第5号）第1条、第3条、第5条又は第6条の規定に基づき戸籍謄本等を添付することとされている。

今般、「申請手続等の見直しに関する調査－戸籍謄本等の提出が必要とされる手続を中心として－結果に基づく勧告」（平成30年3月総務省勧告）を踏まえ、薬剤師免許申請等の際の、氏名、生年月日及び本籍地の確認について、本籍地の記載がある住民票の写し等で確認ができる場合は、戸籍

謄本又は戸籍抄本に代えて当該住民票の写し等を添付すればよいこととするもの。ただし、薬剤師国家試験申請時から薬剤師免許申請時までの間に本籍、氏名等に変更があった者については従来通り戸籍謄本等の添付を要するものとする。

2 薬剤師免許申請書等への厚生労働大臣の氏名の記載について

薬剤師法第7条第1項の薬剤師免許の申請等に係る免許申請書等の様式については、薬剤師法施行令第11条の規定により省令に委任されており、薬剤師法施行規則様式第1から第5まで、第6の2から第6の5まで、第7及び第9において定められている。

今般、平成29年地方分権改革に関する提案募集において、医療従事者免許の各種申請に係る申請書の宛名である厚生労働大臣名の記載を廃止する要望が出されたことを踏まえ、薬剤師免許申請等の申請書様式中、厚生労働大臣の氏名を申請者が記載する欄を削除するもの。

(参考)

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）

第2 改正の内容

免許申請時の添付書類として、日本国籍を有する者（薬剤師国家試験申請時から薬剤師免許申請時までの間に本籍、氏名等に変更があった者を除く。）については、戸籍謄本又は戸籍抄本の代わりに、本籍地の記載がある住民票の写し又は住民票記載事項証明書の提出を可能とする改正を行う。

また、薬剤師法施行規則様式第1、様式第2、様式第4、様式第5、様式第6の2から第6の5まで、様式第7及び様式第9において免許申請書等への厚生労働大臣名の記載を不要とする改正を行う。

第3 施行期日

改正省令は、平成30年10月31日から施行する。

○厚生労働省令第百十八号

薬剤師法施行令(昭和三十六年政令第十三号) 第三条及び第十一条の規定に基づき、薬剤師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月二十八日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣 松山 政司

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令
薬剤師法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

第一条 (免許の申請手続)

2 令第三条の規定により前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。

- 一 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限り、第六条第二項において同じ。)若しくは住民票記載事項証明書(同法第七条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項を記載したものに限り、第六条第二項において同じ。)(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。))及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。)にあつては住民票の写し(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り、第三条第二項及び第五条第二項において同じ。)(住民票記載事項証明書(同法第七条第一号から第三号までに掲げる事項及び同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り、第三条第二項及び第五条第二項において同じ。))とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。第六条第二項において同じ。)(薬剤師国家試験の申請時から氏名、性別、本籍地都道府県名又は国籍に変更があつた者については、戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し)(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り。)(又は住民票記載事項証明書(住民基本台帳法第七条第一号から第三号までに掲げる事項及び同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り。))及び当該変更を証する書類とす。)(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び当該変更を証する書類とする。))

二、四 (略)

3 (薬剤師名簿の訂正の申請手続)

第三条 (略)

- 2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。

3 (略)

改 正 前

第一条 (免許の申請手続)

2 令第三条の規定により前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。

- 一 戸籍の謄本又は抄本(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。))及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。)にあつては住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り、第三条第二項及び第五条第二項において同じ。))とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。)

二、四 (略)

3 (薬剤師名簿の訂正の申請手続)

第三条 (略)

- 2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。

3 (略)

(免許証の書換え交付申請)

第五条 (略)

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び令第八条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。

3.4 (略)

第六条 (略)

2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書(住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項(中長期在留者及び特別永住者にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。)(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し。)を添えなければならない。

3.4 (略)

(免許証の書換え交付申請)

第五条 (略)

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第八条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。

3.4 (略)

第六条 (略)

2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項(中長期在留者及び特別永住者にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。)(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し。)を添えなければならない。

3.4 (略)

様式第一中「厚生労働大臣」を「^{改正}厚生労働大臣」に改める。

様式第二中「3 変更前の氏名又は本籍地都道府県名若しくは国籍」を「3 変更前の氏名、本籍地都道府県名若しくは国籍又は性別」に改める。

様式第四、様式第五、様式第六の二、様式第六の四、様式第六の五、様式第七及び様式第九中「厚生労働大臣」を「^{改正}厚生労働大臣」に改める。

附則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十年十月三十一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現に旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。